

第64回 定時株主総会

招集ご通知

日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時

場所 東京都港区赤坂8丁目5番30号
株式会社ルックホールディングス
本社ビル3階

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	35
連結計算書類	48
計算書類	52
監査報告書	54

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 ルックホールディングス

証券コード：8029

(証券コード 8029)

2026年3月6日

(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂8丁目5番30号

株式会社 **ルックホールディングス**

取締役社長 澁谷 治 男

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第64回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.look-holdings.jp/irinfo/kabushiki/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード「8029」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら本招集ご通知および電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2026年3月26日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区赤坂8丁目5番30号
株式会社ルックホールディングス 本社ビル 3階

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第64期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

4. 議決権の行使に関する事項

（議決権を複数回行使された場合のお取扱い）

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権の行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

・事業報告の「企業集団の主要な事業セグメント」「企業集団の主要拠点等」「企業集団の従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」「株式会社の支配に関する基本方針」

・連結計算書類の「連結注記表」  
・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「個別注記表」

◎上記事項も含めた株主総会参考書類等の内容はインターネット上の前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年3月26日（木曜日）午後5時到着分まで

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年3月27日（金曜日）午前10時

### ❶ ご注意事項

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。  
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



## インターネット等による議決権行使のご案内

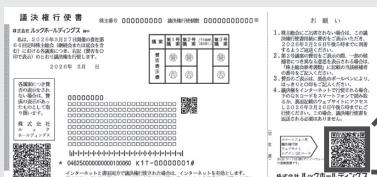
# スマートフォン・タブレット端末による方法（スマート行使）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2026年3月26日（木曜日）午後5時まで

### 1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

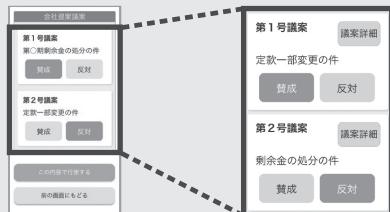
### 2. 議決権行使方法を選ぶ



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

### 3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



### 4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



！「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



## インターネット等による議決権行使のご案内

### パソコン等による方法（議決権行使コード・パスワード入力によるご行使）

#### 議決権行使ウェブサイト

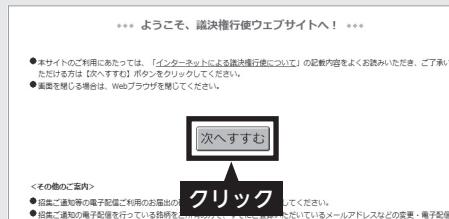
<https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権  
行使期限

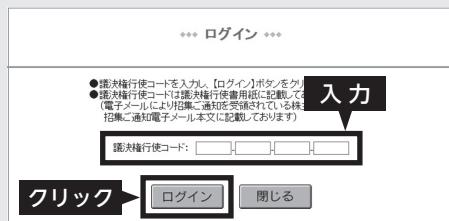
2026年3月26日（木曜日）  
午後5時まで

#### 1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



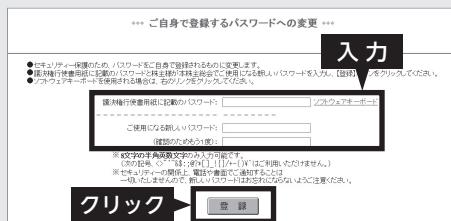
「次へすすむ」をクリック

#### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

#### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる「新しいパスワード」を設定し「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ  
三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）  
**0120-652-031**  
(受付時間 9:00～21:00)

#### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金100円  
総額778,411,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月30日

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名               | 現在の当社における地位および担当 |          | 取締役会出席状況          |
|-------|------------------|------------------|----------|-------------------|
| 1     | ただかずひろ<br>多田和洋   | 代表取締役会長          | 再任       | 100%<br>(13回/13回) |
| 2     | しづはやはるお<br>澁谷治男  | 代表取締役社長          | 再任       | 100%<br>(13回/13回) |
| 3     | さいとうまさあき<br>斉藤正明 | 常務取締役            | 再任       | 100%<br>(13回/13回) |
| 4     | いのうえかずのり<br>井上和則 | 取締役              | 再任 社外 独立 | 100%<br>(13回/13回) |
| 5     | あきばあやこ<br>秋葉絢子   | 取締役              | 再任 社外 独立 | 100%<br>(13回/13回) |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                               | <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div><br>た だ かず ひろ<br>多 田 和 洋<br>(1965年1月2日生) | 1988年 3 月 当社入社<br>2013年 3 月 当社取締役執行役員ブティック事業部長<br>2013年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任）<br>2015年 3 月 当社代表取締役社長<br>2017年 2 月 株式会社ルック分割準備会社(現 株式会社ルック)代表取締役社長<br>2019年 7 月 Il Bisonte S.p.A.取締役（現任）<br>2025年 3 月 当社代表取締役会長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社アイディールック理事<br>Il Bisonte S.p.A.取締役 | 94,006株           |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>多田和洋氏は、2015年当社代表取締役社長に就任、既存事業の収益向上や新規事業開発など当社グループが成長していくための取り組みを推進し、企業価値向上に貢献してまいりました。また2025年より代表取締役会長として当社グループの経営全般を統括し、重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p> |                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                | <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span></p> <p style="text-align: center;">しげ や はる お<br/>澁 谷 治 男<br/>(1964年12月18日生)</p> | <p>1987年 3 月 当社入社<br/>2018年 1 月 株式会社ルック常務取締役事業本部長<br/>2019年 1 月 同社代表取締役社長兼事業本部長<br/>2019年 3 月 当社取締役<br/>2020年 1 月 当社常務取締役<br/>2020年 3 月 株式会社アイディールック理事（現任）<br/>2020年 3 月 Il Bisonte S.p.A.取締役<br/>2024年 3 月 当社専務取締役<br/>2025年 3 月 当社代表取締役社長（現任）<br/>2026年 1 月 Il Bisonte S.p.A.代表取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社アイディールック理事<br/>Il Bisonte S.p.A.代表取締役</p> | 42,779株    |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>澁谷治男氏は、株式会社ルック代表取締役社長兼事業本部長等、営業部門の要職を歴任し豊富な経験と実績を有しております。また当社常務取締役、専務取締役を経て2025年より当社代表取締役社長として当社グループの経営全般を統括し、重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後も持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                             | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                     | <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</span></p> <p style="text-align: center;">さい とう まさ あき<br/>齊 藤 正 明<br/>(1969年4月3日生)</p> | <p>1992年3月 当社入社</p> <p>2017年3月 当社取締役執行役員経営企画室長兼販売人<br/>事部長</p> <p>2018年1月 株式会社ルック取締役（現任）</p> <p>2018年1月 A.P.C.Japan株式会社取締役（現任）</p> <p>2018年3月 株式会社アイディールック理事（現任）</p> <p>2019年7月 Il Bisonte S.p.A.代表取締役</p> <p>2020年1月 当社取締役上席執行役員経理担当</p> <p>2022年1月 当社取締役上席執行役員経理担当兼経理部<br/>長</p> <p>2022年1月 株式会社ルックモード取締役（現任）</p> <p>2022年1月 株式会社エル・ロジスティクス取締役（現<br/>任）</p> <p>2023年1月 当社取締役上席執行役員経理担当</p> <p>2024年3月 当社常務取締役（現任）</p> <p>2026年1月 Il Bisonte S.p.A.取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ルック取締役</p> <p>A.P.C.Japan株式会社取締役</p> <p>株式会社ルックモード取締役</p> <p>株式会社エル・ロジスティクス取締役</p> <p>株式会社アイディールック理事</p> <p>Il Bisonte S.p.A.取締役</p> | 26,634株           |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>齊藤正明氏は、営業部門および経営企画部門を経て、2017年取締役執行役員経営企画室長として当社グループの経営戦略の策定や当社グループ会社の要職を兼務、2020年より財務・経理を担当するなど豊富な経験と実績を有しております。また2024年より常務取締役として当社グループの経営全般を統括しており、今後も持続的な成長と更なる企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span><br/> <small>いの　　つえ　　かず　　のり</small><br/>                     井上 和 則<br/>                     (1958年12月27日生)                 </p> | <p>1983年 4 月 伊藤葛株式会社(現 MNインターファッション株式会社)入社</p> <p>2005年 2 月 東京ブラウス株式会社代表取締役</p> <p>2005年 6 月 堀田産業株式会社 (現 Bitcoin Japan株式会社) 社外取締役</p> <p>2006年 8 月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役</p> <p>2007年 7 月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)</p> <p>2011年11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)</p> <p>2012年 4 月 文化学園文化ファッション大学院大学教授</p> <p>2018年 3 月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>                     株式会社リーダーズ代表取締役<br/>                     株式会社伊達屋取締役</p> | 0株         |
| <p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>井上和則氏は、繊維・アパレルファッションビジネスに長年従事し、幅広い知識・見識を有しており、当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また独立した立場から当社の取締役会意思決定の妥当性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。これらの知識・見識を当社の経営全般に活かすとともに、独立した立場から監督や助言・提言をいただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。また、同氏が再任され就任した場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員として取締役の指名・報酬等に係る手続きに関与していただく予定です。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div><br><small>あき ば おや こ</small><br>秋葉 絢子<br>(1988年5月31日生) | 2016年 3月 医師免許取得<br>2016年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院<br>2018年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科<br>2019年 4月 川崎市立井田病院 整形外科<br>2020年 4月 国際医療福祉大学 三田病院 整形外科<br>2021年 2月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 整形外科<br>2022年 3月 当社取締役 (現任)<br>2022年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 (現任)<br>2022年 4月 慶應義塾大学大学院医学研究科 博士課程 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>慶應義塾大学病院 整形外科 医師 | 0株         |
| <b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等】</b><br>秋葉絢子氏は、働く女性としての高い知見を有しております。お客様の大半が女性である当社にとって、女性の視点を活かした経営戦略は重要な課題です。当社の事業・産業に対する深い知見を有する取締役とは異なる、新たな視点を活かした助言・提言をいただけることが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。また、同氏が再任され就任した場合には、引き続き指名・報酬委員会の委員として取締役の指名・報酬等に係る手続きに参与していただく予定です。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者井上和則および秋葉絢子の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、両氏が取締役任に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役候補者井上和則および秋葉絢子の両氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、両氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は両氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中の次回更新時に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

取締役候補者のスキルマトリックスは次のとおりです。

| 氏名                       | 地位および担当 | 会社経営<br>企業戦略 | 国際性<br>海外ビジネス | ブランドビジ<br>ネス・マーケ<br>ティング | 財務・会計 | IT<br>デジタル | ガバナンス<br>リスクマネジ<br>メント | サステナビリ<br>ティ・ダイバ<br>ーシティ |
|--------------------------|---------|--------------|---------------|--------------------------|-------|------------|------------------------|--------------------------|
| た だ かず ひろ<br>多 田 和 洋     | 代表取締役会長 | ○            | ○             | ○                        | ○     |            | ○                      | ○                        |
| し ぶ や はる お<br>澁 谷 治 男    | 代表取締役社長 | ○            | ○             | ○                        |       | ○          | ○                      | ○                        |
| さい とう まさ あき<br>斉 藤 正 明   | 常務取締役   | ○            | ○             |                          | ○     | ○          | ○                      | ○                        |
| い の う え かず のり<br>井 上 和 則 | 社外取締役   | ○            |               | ○                        |       |            | ○                      |                          |
| あ き ば あ や こ<br>秋 葉 絢 子   | 社外取締役   |              |               | ○                        |       |            |                        | ○                        |

※上記の内容は、取締役の有する全ての知識・見識を表すものではありません。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社は、2023年3月29日開催の第61回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）に関する議案を株主の皆様にご承認いただきましたが、現プランの有効期間は2026年3月27日開催予定の第64回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとされております。

そこで、現プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社では現プラン更新後の市場環境や経営環境の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現プランの在り方について検討してまいりました。その結果、2026年2月13日開催の当社取締役会において、本総会におけるご承認を効力発生の条件として、現プランを更新（以下、更新する「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）することといたしました。つきましては、株主の皆様の本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

当該決議は、社外取締役2名を含む全ての取締役の賛成により、本総会に付議することが決定されたものであり、社外監査役2名を含む全ての監査役が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

本プランの更新に際しては、一部字句の修正・整理等形式的な文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

#### I. 当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交

渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を十分に理解せず、当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な株式の買付行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

## Ⅱ. 当社基本方針の実現に資する取組み

### (1) 企業価値および株主共同の利益の向上に向けた取組み

当社グループは、「お客さま第一主義」のもと、新しいライフスタイルや価値の創造を通じて、生活文化の向上に貢献することを経営理念としております。「ファッション」を通じて、人々の心を動かし、人々の生活を豊かにするための価値を創造・提案し続けることで、お客様のライフスタイルバリューを共創していく企業グループを目指すとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指す事により中長期的な企業価値および株主共同の利益の向上に取り組めます。当社グループの携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉え、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。

当社グループでは、お客様に一層近づけるように企画・生産・販売の一貫した事業活動を行い、既存ブランドの充実、新ブランド・新規事業の開発に取り組む、効率重視の経営姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいります。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。

上記の基本戦略のもと、中期経営計画（2024～2028）において、①収益基盤の更なる拡大、②資本政策の充実化、③ESG戦略の強化を重点施策として取り組んでおります。

具体的に、①収益基盤の更なる拡大につきましては、国内および海外事業において主要インポートブランドの新規出店政策を推し進め、更なる事業拡大に取り組むとともに、主力ブランドの東南アジアを中心とした海外新規エリアへの販路拡大に取り組めます。また、新規事業として、イギリスの老舗ステーションナリーレザーグッズブランド「スマyson」の販売を開始いたしました。EC事業では、OMO施策の推進によるお客

様満足の永続的な追求によりグループEC売上比率20%を目指します。厳しい経営環境においても持続的に利益を創出できる収益性の高いブランド事業に経営資源を効果的に投資することで収益基盤の更なる拡大を図ります。

次に、②資本政策の充実化につきましては、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、成長性と収益性の両立、株主還元強化、IR開示情報の充実化を行うことでROE、PERを向上させて、PBR 1倍の実現を目指します。特に株主還元強化では、配当性向30%以上を新たな目標としたことに加え、株主優待制度の拡充と利便性向上に向けた取り組みを実施いたしました。

③ESG戦略の強化につきましては、「サステナビリティ基本方針」を定め、特定したマテリアリティに沿って取り組みを進めております。環境における具体的な取り組みの一つとして、2021年7月よりリサイクルによる廃棄ゼロへの取り組みを行っており、グループ全体で最終的に廃棄対象となった衣料品および雑貨類をリサイクルにより廃棄ゼロにすることで、廃棄・焼却処分によるCO2排出量の削減と資源の再資源化を進めております。また、店舗における衣料品回収も拡充するなど、環境に配慮した事業活動を展開し持続可能な社会の実現に向けて役割を果たしてまいります。また、気候変動の要因とされる温室効果ガス（GHG）排出量の削減については、削減目標および削減へのアクションプランを定め、自社契約している事業所や店舗において再生可能エネルギー由来の電力を導入するほか、節電およびLEDへの切り替え等の取り組みにより、SCOPE1・2のCO2排出量を2030年度までに2022年度比で35%削減を目標といたしました。

最後に、これら重要施策を推し進めるうえでの事業基盤（生産/物流/デジタル/組織体制）の強化や人的資本への投資も同時に取り組んでおります。人的資本への取組みでは、国際性のある人材の登用を積極的に行っているほか、社会環境や経営戦略に合わせた人材育成推進のため、管理職研修、中堅社員研修、若手社員研修など、役職に応じた教育を実施しております。また、マーチャンダイザーに対するファッショントレンド情報研修など職種に応じたスキルアップ研修を行っており、創造性豊かな人材の育成や従業員一人ひとりのコンプライアンス遵守の徹底を図っております。

(2) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値および株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを経営上の重要な課題と位置づけ、客観性・透明性を高め法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業運営を展開してまいります。その実現にあたって、当社の事業規模と業態を踏まえて、客観性・透明性を高め、経営責任を明確にすることによって、株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの説明責任を果たしていけるよう努めてまいります。

当社の取締役会は、現在5名の取締役（うち2名は、独立した社外取締役となっております。）からなり、経営に関する重要事項を決議します。また、取締役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実をはかるため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会は、その過半数を独立した社外取締役により構成しており、透明性、客観性、公正性を高めております。なお、取締役の経営責任を明確にし、経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、当社取締役の任期は1年となっております。

監査役会は、現在4名の監査役（うち2名は、独立した社外監査役となっております。）からなり、原則として毎月1回開催し、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行っております。

以上のほか、当社は、内部監査室を設置し当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めているほか、取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。

当社は今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

### Ⅲ. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### 1. 本プラン更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するため、当社株式の大量買付等が行われる場合に、不適切な買付等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であると考え、当社株式の大量買付等を行いまは行おうとする者に対して、当該買付等を行いまは行おうとする者が実施しようとする大量買付等に関する必要な情報の事前の提供およびその内容の評価・検討、買付者との交渉に必要な期間の

確保を求めるための合理的な枠組みとして、現プランを更新することを決定いたしました。

なお、当社は現時点において、特定の第三者から大規模買付行為等を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定めるものであり、その内容は、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させます。本プランは、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定めるとともに、それらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には、当社が差別的条件等の付された新株予約権の無償割当てを用いた対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

## 3. 本プランの内容

### (イ) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる大規模買付等

本プランは以下の①から③のいずれかに該当する当社株券等の買付け等またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を自ら単独でもしくは他の者と共同ないし協調して行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付けその他の取得行為

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有者割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者<sup>8</sup>もしくは特別関係者(以下、本③において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意等の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>であつて、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます)。以下同じとします。

<sup>9</sup> 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係(共同支配の関係を含みます。)、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者等および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

<sup>10</sup> 本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、当該買付等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した法的拘束力のある書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式（買付者等の代表者による署名または記名捺印がなされることを要します。）により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の名称および概要
- ⑤ 主な買収資金の提供者の名称および概要
- ⑥ 国内連絡先
- ⑦ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および、意向表明書提出前の60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>11</sup>その他の目的がある場合には、その旨および具体的内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(iv) 本プランに定める手続を遵守する旨の誓約（条件または留保等が付されていないことを要します。）

<sup>11</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(c) 「本必要情報」の提供

上記(b)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対し、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>12</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記(b)(i)⑥の国内連絡先に発送いたします。

当社は、「情報リスト」の発送後60日間（初日不算入）を、当社が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が本必要情報の提供を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）として設定し、情報提供期間が満了した場合には、直ちに当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を開始するものとします。ただし、買付者等から情報提供期間について合理的な理由に基づく延長要請があったものと当社が認める場合には、当社は、情報提供期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものといたします。また、当社は、買付者等より当初提供していただいた情報だけでは本必要情報として不足していると判断した場合、適宜期限を定めた上、追加的に情報提供を求めることがあります。

他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供期間満了前であっても、本必要情報の提供が完了した旨の通知を買付者等に対し行います。

因みに、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、損益状況、役員の氏名、職歴および所有株式の数等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的、方法および内容（大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、ならびに大規模買付等の実行の実現可能性を含みます。）

<sup>12</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- ③ 大規模買付等の対価の算定の根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
  - ④ 大規模買付等に要する資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑤ 買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
  - ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合、または買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関して担保契約等を締結する予定がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約対象の株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
  - ⑦ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
  - ⑧ 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
  - ⑨ 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ⑩ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
  - ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑫ 反社会的勢力との関係に関する情報
  - ⑬ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等
- 当社は、情報提供期間が満了した後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供期間満了日から起算して以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）を、取締役会評価期間として設定します。
- ① 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
  - ② その他の大規模買付等の場合には最長90日間
- なお、当社は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記①および②の期

間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、当社取締役会が、後記(f)の対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付等を実施してはならないものとします。

当社取締役会は、判断の客観性・公正性を担保するため、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者であって、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。本更新時に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙1に記載の通りです。また、独立委員会規則の概要については別紙2をご参照下さい。独立委員会は、買付者等が出現した場合において、当社取締役会から対抗措置の発動の是非等に関する諮問を受け、所定の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非等に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会および独立委員会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討に係る独立委員会の判断を最大限尊重しつつ、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会は、かかる判断に際しては、独立委員会の対抗措置の発動の是非に関する判断を最大限尊重するものとします。

① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、(i)買付者等が上記(b)から(d)までに規定する手続を遵守せず、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合、または(ii)以下に掲げる

いずれかの類型に該当すると判断されもしくは該当すると合理的に認められる事情が存在し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取りを要求する行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の重要な資産（事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産が含まれるが、これらに限られません。）を当該買付者等またはそのグループ会社に移転させる行為目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする行為またはこれに類似する行為を行う目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な従業員、顧客、取引先、地域社

会その他の利害関係者との関係や当社のブランド力・技術力を損なうこと等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付等である場合

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

上記①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①に定める事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否か等について株主の意思を確認すべきと判断する場合には、当社取締役会に対し、株主意思確認のための株主総会を招集することを勧告することができるものとします。

(f) 取締役会・株主意思確認総会の決議

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非等に関する独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて、対抗措置の発動に関する決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動に関する株主意思確認のための株主総会<sup>13</sup>（以下「株主意思確認総会」という。）を招集することを勧告した場合、または、当社取締役会がその善管注意義務に照らし本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様に判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様の意思を確認するために実務的に可能な範囲で速やかに株主意思確認総会招集の決議をいたします<sup>14</sup>。この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものといたします。

<sup>13</sup> 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。

<sup>14</sup> 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または株式会社東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・本必要情報が提出された事実、取締役会評価期間が開始した事実ならびに情報提供期間または取締役会評価期間の延長が行われた事実および延長の期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(ロ) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役が上記(イ)(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当を行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の発行による対抗措置の発動の機動性を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことがあります。

(ハ) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(イ)(f)の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、①買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回し、大規模買付等が存しなくなった場合<sup>15</sup>または②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

<sup>15</sup> 例えば、既に開始している大規模買付等を中止または撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、(x)大規模買付等を一定の期間実施しないこと、(y)一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、(z)一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、通常の決議により、本新株予約権の無償割当に係る権利落ち日前日までににおいては新株予約権の無償割当を中止し、新株予約権の無償割当の効力発生日以降新株予約権の行使期間の開始日の前日までににおいては無償で当社が取得する等の方法で中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

#### 4. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、株式会社東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様にご利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

当社は本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実およびその内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに開示いたします。

#### 5. 本プランの合理性

##### (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り

方]、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月1日に公表（2021年6月11日改訂）した「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」における買収防衛策に関する内容（【原則1－5.いわゆる買収防衛策】等）を踏まえた内容となっております。

(ロ) 当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プラン更新の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において本プラン更新の承認可決の決議がなされた場合に更新されるものです。

加えて、本プランの更新が可決された場合には、本プランの有効期間は、本総会終結後、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなり、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、本プランの更新および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

更に、上記3.(イ).(f)「取締役会・株主意思確認総会の決議」に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様の直接の意思に依拠することとなります。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名により構成されま

す。  
また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(イ).(e)および(f)に記載のとおり、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 6. 株主の皆様への影響

(イ) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当時に株主の皆様へ与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当を行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当時ににおいても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の

有する当社株式に係る法的権利および経済的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記3.(ハ)「対抗措置の中止または撤回」に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご注意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ハ) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手續

当社取締役会が本新株予約権の無償割当の決議を行った場合には、当社取締役会において割当期日を定め、これを公告します。割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に本株新株予約権が無償にて割り当てられますが、割当期日における株主名簿は証券保管振替機構から当社株主名簿管理人に対してなされる総株主通知に基づき作成されますので、株主の皆様におかれましては、名義書換の手續は不要です。

割当期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込を行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

## 別紙1 (独立委員会委員略歴)

井上 和則 (いのうえ かずのり)

- 1983年 4月 伊藤萬株式会社(現 MNインターファッション株式会社)入社
- 2005年 2月 東京ブラウス株式会社代表取締役
- 2005年 6月 堀田産業株式会社 (現 Bitcoin Japan株式会社) 社外取締役
- 2006年 8月 アルプス・カワムラ株式会社代表取締役
- 2007年 7月 株式会社TKコンサルティング (現 株式会社リーダーズ) 代表取締役 (現任)
- 2011年 11月 株式会社伊達屋取締役 (現任)
- 2012年 4月 文化学園文化ファッション大学院大学教授
- 2018年 3月 当社取締役 (現任)

※ 井上氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

秋葉 絢子 (あきば あやこ)

- 2016年 3月 医師免許取得
- 2016年 4月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院
- 2018年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科
- 2019年 4月 川崎市立井田病院 整形外科
- 2020年 4月 国際医療福祉大学 三田病院 整形外科
- 2021年 2月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 整形外科
- 2022年 3月 当社取締役 (現任)
- 2022年 4月 慶應義塾大学病院 整形外科 (現任)
- 2022年 4月 慶應義塾大学大学院医学研究科 博士課程 (現任)

※ 秋葉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

服部 滋多 (はっとり しげた)

- 2015年 12月 弁護士登録 (東京弁護士会)
- 2015年 12月 服部総合法律事務所 入所
- 2020年 3月 当社監査役 (現任)
- 2020年 4月 慶應義塾大学法科大学院講師 金融商品取引法担当 (現任)
- 2023年 4月 株式会社フィッツコーポレーション社外監査役 (現任)

※ 服部氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 別紙 2 (独立委員会規則の概要)

### 独立委員会規則の概要

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により、取締役会の諮問機関として設置される。
- 2 独立委員会の委員は3名とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4 独立委員会は、当社代表取締役または各委員が招集する。
- 5 独立委員会の議長は、各委員の互選により選定される。
- 6 独立委員会決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議の上決議し、原則としてその決議の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - ② 本プランに係る対抗措置の中止または撤回
  - ③ 本プランの廃止および変更（形式的な事項を除く）
  - ④ 本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑤ その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 8 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
- 9 独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用にて、投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部の専門家より、助言を受けることができる。

以上

## 別紙3（新株予約権無償割当の概要）

## 新株予約権無償割当の概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当に関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数とします。

## 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当をします。

## 3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権の無償割当決議において別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

①買付者等、②買付者等の共同保有者（かかる共同保有者が特別資本関係<sup>16</sup>を有する者を含みます。）、③買付者等の特別関係者（かかる特別関係者が特別資本関係を有する者を

<sup>16</sup> 金融商品取引法施行令第9条第1項第2号に定義されます。以下同じとします。

含みます。)、もしくは④上記①ないし③に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、⑤上記①ないし④に該当する者の関連者<sup>17</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」<sup>18</sup>といいます。）は、原則として、本新株予約権を行使することができないものとし、ます。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとし、ます。

当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり<sup>19</sup>、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとし、ます。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、後記8. ②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとし、ます。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、ます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者

<sup>17</sup>ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。また、組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

<sup>18</sup>ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとし、ます。

<sup>19</sup>当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合<sup>20</sup>には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ 当社は、本新株予約権の無償割当の効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの<sup>21</sup>を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間<sup>22</sup>の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当決議において定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以上

<sup>20</sup> 例えば、当初、買付者等の特別関係者であった者が、本プランの発動後に、当該買付者等との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合が考えられます。

<sup>21</sup> ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、買付者等が、既に開始している大規模買付等を中止または撤回（大規模買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、(x)大規模買付等を一定の期間実施しないこと、(y)一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、(z)一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合にはかかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

<sup>22</sup> 当該新株予約権が交付された日から10年間とすることが想定されています。

# 事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により緩やかな回復の動きが見られました。一方、米国の通商政策の影響や恒常的な物価上昇に伴う実質賃金の減少により個人消費が伸び悩んだほか、世界経済の減速懸念等による景気を下押しするリスクの高まりもあり、依然として不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、訪日外国人によるインバウンド消費の減速や生活防衛意識の更なる高まりに加え、天候不順の影響により季節商品の売上が伸び悩み、弱含む状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、2028年を最終年度とする中期経営計画の基本政策に掲げる「収益基盤の更なる拡大」、「資本政策の充実化」、「ESG戦略の強化」に取り組んでおります。安定した事業基盤の構築として、主力インポートブランドの積極的な新規出店やブランド価値向上を目的としたコラボレーション施策等を実施、またEC事業におけるOMO施策を推し進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は521億1千7百万円（前年同期比4.8%減）、営業利益は17億5千9百万円（前年同期比30.5%減）、経常利益は20億8千6百万円（前年同期比27.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億7千4百万円（前年同期比23.4%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

#### (アパレル関連事業)

「日本」につきましては、主力インポートブランドにおいて、積極的な新規出店やコラボレーション施策等の取り組みにより堅調に推移いたしました。「イル ビゾンテ」においては、年間を通じて折り財布やカードケースなどのスモールレザーグッズの販売が好調に推移したことに加え、ブランド創業55周年を記念した日本限定コレクションや新規出店が寄与したことにより、好調に推移いたしました。「マリメッコ」においては、デニムコレクションや日本限定のコートなどの重衣料の販売が好調に推移したほか、ECサイトでの限定商品の展開や先行販売を実施した結果、売上高が堅調に推移いたしました。「A.P.C.」においては、日本限定を含むデニム商品の販促施策や米国のバックパックブランド「GREGORY（グレゴリー）」とのコラボレーション施策を実施するなど、ブランド価値向上に取り組みまし

た。一方、アパレルブランドでは、天候不順により春及び秋物商品の販売が苦戦いたしました。また、専門店からの受注減により卸売販売が減少した結果、売上高は243億2千8百万円（前年同期比0.3%増）、営業利益は17億3千8百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

「韓国」につきましては、新政権による民生・内需支援策により、民間消費における一時的な持ち直しの動きが見られました。一方、米国の通商政策の影響やウォンの下落基調等、景気を下押しするリスクは払拭されておらず、依然として不透明な状況が続きました。株式会社アイディールック、株式会社アイディージョイにおきましては、自社ECサイトの「I.D.LOOKモール」やアウトレットでのセール販売が拡大いたしました。秋物販売の不振に加えて、為替レートの変動によるマイナスの影響が業績を押し下げました。その結果、売上高は258億2千6百万円（前年同期比9.1%減）、営業利益はセール販売比率の増加に伴い粗利益率が低下したことなどにより、9億2百万円（前年同期比44.8%減）となりました。

「欧州」につきましては、主力の卸売事業において、欧州域内の受注額が減少したものの、日本の受注額が増加いたしました。また、主にイタリアの直営店が観光需要を背景に堅調に推移した結果、売上高は38億2千4百万円（前年同期比4.9%増）、営業損失は1億8千3百万円（前年同期は2億3千6百万円の営業損失）となりました。

「その他海外」（米国・東南アジア）につきましては、米国において、「イル ビゾンテ」の卸売事業が堅調に推移した結果、売上高は4億5千9百万円（前年同期比12.0%増）、営業損失は2千6百万円（前年同期は5千7百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は544億3千8百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は24億3千1百万円（前年同期比22.7%増）となりました。

#### （生産及びOEM事業）

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、グループ内及び外部への売上高がともに減少した結果、売上高は19億6千6百万円（前年同期比17.3%減）、営業利益は2千8百万円（前年同期比31.2%減）となりました。

#### （物流事業）

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、グループ内及び外部への売上高が増加した結果、売上高は12億2千2百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は3千7百万円（前年同期比140.4%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

| セグメントの名称  | 第 63 期<br>(2024年) |       | 第 64 期<br>(2025年) |       | 前年同期比増減 |       |
|-----------|-------------------|-------|-------------------|-------|---------|-------|
|           | 金 額               | 構 成 比 | 金 額               | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率 |
|           | 百万円               | %     | 百万円               | %     | 百万円     | %     |
| 日 本       | 24,255            | 40.3  | 24,328            | 42.2  | 72      | 0.3   |
| 韓 国       | 28,426            | 47.2  | 25,826            | 44.8  | △2,600  | △9.1  |
| 欧 州       | 3,645             | 6.0   | 3,824             | 6.7   | 178     | 4.9   |
| そ の 他 海 外 | 410               | 0.7   | 459               | 0.8   | 49      | 12.0  |
| アパレル関連事業計 | 56,738            | 94.2  | 54,438            | 94.5  | △2,300  | △4.1  |
| 生産及びOEM事業 | 2,376             | 3.9   | 1,966             | 3.4   | △409    | △17.3 |
| 物 流 事 業   | 1,146             | 1.9   | 1,222             | 2.1   | 75      | 6.6   |
| 飲 食 事 業   | —                 | —     | —                 | —     | —       | —     |
| 報告セグメント計  | 60,261            | 100.0 | 57,626            | 100.0 | △2,634  | △4.4  |
| 調 整 額     | △5,521            | —     | △5,509            | —     | 11      | —     |
| 合 計       | 54,739            | —     | 52,117            | —     | △2,622  | △4.8  |

(注)「調整額」は、セグメント間の取引消去および各セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額 8 億 3 千 1 百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、当社グループの運転資金および設備投資資金として金融機関からの借入により 22 億 9 千 7 百万円を調達しております。

#### (4) 対処すべき課題

2026年度のわが国経済の見通しにつきましては、内需を中心に、消費者物価上昇率の鈍化傾向等による実質賃金の改善を背景に緩やかな回復が期待される一方、米国による通商政策や日中関係の悪化、地政学リスク等依然として景気の下振れリスク要因も多く、先行きについては予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような状況において、当社グループは、2028年を最終年度とする中期経営計画の3年目を迎えるにあたり、引き続き日本と韓国における主力ブランド等の積極的な新規出店を推し進め、更なる収益基盤の強化に取り組んでまいります。中期経営計画における出店政策につきましては、日本国内で25店舗、韓国を中心とする海外において15店舗を既に出店し、計画を上回るペースで推移しております。2026年度においては、日本国内で9店舗、海外において7店舗の出店を計画しており、収益性を高め、安定した事業基盤の構築を推し進めてまいります。また、新規エリアへの販路拡大として、株式会社アイディールックによる東南アジア地域での「A.P.C.GOLF」の卸売販売を計画しております。

2026年12月期の連結業績見通しにつきましては、株式会社アイディールックにおけるSMCP Holding SASとの独占販売契約終了の影響により、韓国事業の売上高が前年に対して80億円減少する見込みです。この状況を踏まえ、連結売上高460億円（前年同期比11.7%減）、連結営業利益17億円（前年同期比3.4%減）、連結経常利益20億円（前年同期比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益16億円（前年同期比8.5%増）を計画しております。

当社グループでは、更なる企業価値向上を実現すべく、中期経営計画の各施策を実行し、安定的な利益構造の確立に向けた事業戦略と効率運営を推し進め、中期経営計画最終年度の2028年には、連結売上高700億円、連結営業利益50億円を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 項 目                      | 期 別 | 第 61 期<br>(2022年) | 第 62 期<br>(2023年) | 第 63 期<br>(2024年) | 第 64 期<br>(2025年) |
|--------------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円)              |     | 54,687            | 55,475            | 54,739            | 52,117            |
| 経 常 利 益 (百万円)            |     | 4,005             | 3,578             | 2,880             | 2,086             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)    |     | 2,665             | 2,458             | 1,925             | 1,474             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 ) |     | 355.24            | 333.49            | 259.79            | 197.62            |
| 総 資 産 (百万円)              |     | 54,459            | 56,858            | 61,410            | 64,042            |
| 純 資 産 (百万円)              |     | 29,913            | 34,423            | 37,776            | 40,456            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 ( 円 )   |     | 4,067.50          | 4,657.84          | 5,083.79          | 5,406.08          |
| 自 己 資 本 比 率 ( % )        |     | 54.9              | 60.5              | 61.5              | 63.2              |

(注) 第61期より「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている当該信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 項 目                      | 期 別 | 第 61 期<br>(2022年) | 第 62 期<br>(2023年) | 第 63 期<br>(2024年) | 第 64 期<br>(2025年) |
|--------------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 及 び 営 業 収 益 (百万円)  |     | 2,421             | 2,281             | 2,289             | 2,474             |
| 経 常 利 益 (百万円)            |     | 816               | 797               | 649               | 715               |
| 当 期 純 利 益 (百万円)          |     | 1,265             | 790               | 677               | 1,091             |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 ) |     | 168.62            | 107.16            | 91.46             | 146.27            |
| 総 資 産 (百万円)              |     | 26,489            | 26,677            | 28,980            | 28,838            |
| 純 資 産 (百万円)              |     | 15,556            | 16,417            | 17,992            | 18,216            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 ( 円 )   |     | 2,115.30          | 2,221.45          | 2,421.36          | 2,434.16          |
| 自 己 資 本 比 率 ( % )        |     | 58.7              | 61.5              | 62.1              | 63.2              |

(注) 第61期より「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている当該信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

## (6) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金      | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容              |
|--------------------|----------|--------------------|----------------------|
| 株式会社ルック            | 5千万円     | 100.0%             | 婦人服等の輸入及び企画・販売       |
| A. P. C. Japan株式会社 | 1千万円     | 100.0%             | 紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売 |
| 株式会社ルックモード         | 5千万円     | 100.0%             | 婦人服等の生産及びOEM         |
| 株式会社エル・ロジスティクス     | 3千万円     | 100.0%             | 製品・商品の物流・保管・検査       |
| 株式会社アイディールック       | 9億8千万ウォン | 100.0%             | 婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入   |
| 株式会社アイディージョイ       | 20億ウォン   | 100.0%<br>(100.0%) | 婦人服等の企画・販売及び輸出入      |
| Il Bisonte S.p.A.  | 147千ユーロ  | 100.0%<br>(100.0%) | 皮革製品等の企画・生産・販売       |

(注) 「当社の議決権比率」欄の( )内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 7,796,313株 (自己株式12,199株を含む)  
 (3) 株主数 16,552名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                         | 持株数       | 持株比率       |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 八木通商株式会社                    | 781<br>千株 | 10.03<br>% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)    | 523       | 6.72       |
| 美津濃株式会社                     | 369       | 4.74       |
| 三共生興株式会社                    | 249       | 3.21       |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)        | 247       | 3.18       |
| ルックホールディングス従業員持株会           | 185       | 2.38       |
| U A ゼンセンルックユニオン             | 158       | 2.04       |
| 住友生命保険相互会社                  | 154       | 1.98       |
| 株式会社 ヤギ                     | 145       | 1.86       |
| 特定金外信託受託者 株式会社 S M B C 信託銀行 | 141       | 1.82       |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式 (12,199株) を控除して計算しております。  
 3. 自己株式 (12,199株) には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した野村信託銀行株式会社 (ルックホールディングス従業員持株会専用信託口) 所有の当社株式53,400株および、「従業員向け株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 所有の当社株式247,200株は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

| 区分             | 株式数     | 交付対象者数 |
|----------------|---------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 19,200株 | 3名     |

- (注) 上記株式は当社の譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                      |
|------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役) | 多 田 和 洋 | 株式会社アイディールック理事<br>Il Bisonte S.p.A.取締役                                                                             |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 澁 谷 治 男 | 株式会社アイディールック理事<br>Il Bisonte S.p.A.取締役                                                                             |
| 常務取締役            | 斉 藤 正 明 | 株式会社ルック取締役<br>A.P.C.Japan株式会社取締役<br>株式会社ルックモード取締役<br>株式会社エル・ロジスティクス取締役<br>株式会社アイディールック理事<br>Il Bisonte S.p.A.代表取締役 |
| 取 締 役            | 井 上 和 則 | 株式会社リーダーズ代表取締役<br>株式会社伊達屋取締役                                                                                       |
| 取 締 役            | 秋 葉 絢 子 | 慶應義塾大学病院 整形外科 医師                                                                                                   |
| 常勤監査役            | 宇野澤 博文  | 株式会社ルック監査役<br>A.P.C.Japan株式会社監査役<br>株式会社ルックモード監査役<br>株式会社エル・ロジスティクス監査役<br>株式会社アイディールック監事<br>株式会社アイディージョイ監事         |
| 常勤監査役            | 水 野 信 之 | 株式会社ルック監査役<br>A.P.C.Japan株式会社監査役<br>株式会社ルックモード監査役<br>株式会社エル・ロジスティクス監査役                                             |
| 監 査 役            | 服 部 滋 多 | 服部総合法律事務所 弁護士<br>株式会社フィッツコーポレーション社外監査役                                                                             |
| 監 査 役            | 森 居 達 郎 | 森居総合公認会計士事務所 公認会計士<br>株式会社ランドネット社外監査役<br>森永乳業株式会社社外監査役                                                             |

(注) 1. 当事業年度において、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 地位および担当    |               |               |
|---------|------------|---------------|---------------|
|         | 年 月 日      | 変 更 前         | 変 更 後         |
| 多 田 和 洋 | 2025年3月28日 | 取締役社長 (代表取締役) | 取締役会長 (代表取締役) |
| 澁 谷 治 男 | 2025年3月28日 | 専務取締役         | 取締役社長 (代表取締役) |

2. 取締役社長澁谷治男氏の重要な兼職の状況ですが、2026年1月1日付で、Il Bisonte S.p.A.取締役から同社代表取締役へ変更になっております。
3. 常務取締役斉藤正明氏の重要な兼職の状況ですが、2026年1月1日付で、Il Bisonte S.p.A.代表取締役から同社取締役へ変更になっております。

4. 監査役森居達郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 井上和則および同 秋葉絢子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 服部滋多および同 森居達郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 取締役 井上和則および同 秋葉絢子、監査役 服部滋多および同 森居達郎の4氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

## (2) 取締役の報酬等

取締役の報酬は、基本報酬と株式報酬（譲渡制限付株式報酬）および業績連動報酬である賞与により構成されており、その報酬は独立社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会の答申を受け、株主総会で承認された限度額および付与株式数の上限の範囲内で取締役会において決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会において決定した下記決定方針と整合していることを確認しており、また、報酬委員会の審議を経ていることから、下記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針については以下のとおりです。

### 1. 基本方針

当社の業務執行を担う取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬等（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う。

### 2. 基本報酬等（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の取締役の基本報酬等は、優秀な人材を確保、維持できる水準で、各取締役の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で個人別の報酬等の額を決定する。報酬は月例の定額金銭報酬とする。

### 3. 業績連動報酬等（賞与報酬）の業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の業務執行を担う取締役の業績連動報酬等（賞与報酬）は金銭報酬とし、各事業年度の各取締役の役職および連結業績等に基づき決定し、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。なお、支給額は事業の最終損益と市場からの評価などを反映させることを理由に、当社グループの各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%を上限とし、当期純利益の一定割合に基準日からの株価上昇率に応じて定める係数を乗じた額を目途とするが、当社の中長期的な持続可能性の観点から踏まえた上で、経営資源の適正な配分の観点に基づき、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

### 4. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の内容および額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定方針を含む）

当社の業務執行を担う取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、各取締役

の役位、職責等を勘案し株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で個人別の株式数（報酬額）を決定し、当社の普通株式について、毎年、一定の時期に発行又は処分を受けるものとする。

5. 基本報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、毎年、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬等の種類別の割合は、基本報酬等50～60%、業績連動報酬等20～30%、非金銭報酬等20～30%を目安とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬等（金銭報酬）、業績連動報酬等（賞与報酬）、および非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）の個人別の報酬等の額は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |    |               | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------------|-----------------|------------------|----|---------------|----------------|
|                   |                 | 基本報酬             | 賞与 | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 169             | 103              | 21 | 45            | 3名             |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | 31              | 31               | —  | —             | 2名             |
| 社外取締役             | 19              | 19               | —  | —             | 2名             |
| 社外監査役             | 16              | 16               | —  | —             | 2名             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するために支給する報酬（金銭債権）の総額については、2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。第56回定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。
3. 取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1991年3月30日開催の第29回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議いただいております。第29回定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 上記、賞与（業績連動報酬等）の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、賞与の額に事業の最終損益と市場からの

評価などを反映させるためです。賞与の額は、概ね当社グループの各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の2%を上限とし、当期純利益の一定割合に基準日からの株価上昇率に応じて定める係数を乗じた額を目途としております。当該業績指標の当事業年度における実績は、1.(5)財産および損益の状況に記載のとおりです。

6. 上記、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の内容は、以下のとおりです。なお、その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

**【譲渡制限付株式報酬制度の概要】**

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主の皆様との価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、譲渡制限期間は、対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任する日までの期間としております。

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年36,000株以内とし、取締役に対して発行又は処分する普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職先                                                 |
|-----|------|--------------------------------------------------------|
| 取締役 | 井上和則 | 株式会社リーダーズ代表取締役<br>株式会社伊達屋取締役                           |
| 取締役 | 秋葉絢子 | 慶應義塾大学病院 整形外科 医師                                       |
| 監査役 | 服部滋多 | 服部総合法律事務所 弁護士<br>株式会社フィッツコーポレーション社外監査役                 |
| 監査役 | 森居達郎 | 森居総合公認会計士事務所 公認会計士<br>株式会社ランドネット社外監査役<br>森永乳業株式会社社外監査役 |

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

##### ② 主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                             |
|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 井上和則 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に衣料小売業経営者における経験から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。 |
| 取締役 | 秋葉絢子 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に働く女性としての高い知見から、必要な発言を適宜行っております。また、取締役の指名・報酬等に係る手続きの透明性・客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。   |
| 監査役 | 服部滋多 | 当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                        |
| 監査役 | 森居達郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回すべておよび監査役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                |

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>30,740</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>8,185</b>  |
| 現金及び預金                 | 8,690         | 支払手形及び買掛金                | 2,090         |
| 受取手形及び売掛金              | 5,697         | 短期借入金                    | 644           |
| 商品及び製品                 | 14,023        | 1年内返済予定の長期借入金            | 1,460         |
| 仕掛品                    | 1,128         | 未払費用                     | 2,204         |
| 原材料及び貯蔵品               | 505           | 未払法人税等                   | 781           |
| その他                    | 747           | 未払消費税等                   | 222           |
| 貸倒引当金                  | △51           | 賞与引当金                    | 168           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>33,282</b> | ポイント引当金                  | 8             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,778</b>  | 資産除去債務                   | 32            |
| 建物及び構築物                | 2,209         | その他                      | 571           |
| 機械装置及び運搬具              | 17            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>15,400</b> |
| 工具、器具及び備品              | 884           | 社債                       | 1,500         |
| 土地                     | 615           | 長期借入金                    | 7,206         |
| その他                    | 51            | 繰延税金負債                   | 5,250         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>17,240</b> | 退職給付に係る負債                | 355           |
| マーケティング関連資産            | 12,687        | 株式給付引当金                  | 92            |
| のれん                    | 3,860         | 資産除去債務                   | 261           |
| その他                    | 693           | その他                      | 734           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>12,262</b> | <b>負 債 合 計</b>           | <b>23,586</b> |
| 投資有価証券                 | 6,119         | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 繰延税金資産                 | 1,673         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>30,985</b> |
| 敷金                     | 2,173         | 資本金                      | 6,476         |
| その他                    | 2,427         | 資本剰余金                    | 1,746         |
| 貸倒引当金                  | △131          | 利益剰余金                    | 23,336        |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>19</b>     | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△573</b>   |
| 社債発行費                  | 19            | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>9,470</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>64,042</b> | その他有価証券評価差額金             | 2,641         |
|                        |               | 繰延ヘッジ損益                  | 1             |
|                        |               | 為替換算調整勘定                 | 5,859         |
|                        |               | 退職給付に係る調整累計額             | 968           |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>40,456</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>64,042</b> |

# 連結損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 52,117 |
| 売上原価            |       | 20,660 |
| 売上総利益           |       | 31,456 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 29,697 |
| 営業利益            |       | 1,759  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 236   |        |
| 権利金収入           | 109   |        |
| その他             | 266   | 612    |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 140   |        |
| 為替差損            | 59    |        |
| 固定資産除却損         | 8     |        |
| その他             | 77    | 285    |
| 経常利益            |       | 2,086  |
| 特別利益            |       |        |
| 投資有価証券売却益       | 529   |        |
| その他             | 15    | 545    |
| 特別損失            |       |        |
| 減損損失            | 60    |        |
| ブランド撤退損失        | 25    | 86     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 2,545  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,205 |        |
| 法人税等調整額         | △134  | 1,071  |
| 当期純利益           |       | 1,474  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | -      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 1,474  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |                |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|----------------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計<br>合 |
| 2025年1月1日期首残高                 | 6,447   | 1,716 | 22,638 | △614    | 30,187         |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |                |
| 新 株 の 発 行                     | 29      | 29    |        |         | 58             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |       | △776   |         | △776           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |         |       | 1,474  |         | 1,474          |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |       |        | △0      | △0             |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |       |        | 41      | 41             |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |                |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 29      | 29    | 698    | 40      | 797            |
| 2025年12月31日期末残高               | 6,476   | 1,746 | 23,336 | △573    | 30,985         |

(単位：百万円)

|                               | その他の包括利益累計額           |                       |                                 |                                           |                                           | 純資産合計  |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------|
|                               | その他の<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰<br>上<br>延<br>損<br>益 | 為<br>替<br>換<br>算<br>定<br>勘<br>定 | 退<br>職<br>給<br>付<br>係<br>数<br>累<br>計<br>額 | そ<br>の<br>他<br>の<br>利<br>益<br>累<br>計<br>額 |        |
| 2025年1月1日期首残高                 | 2,783                 | 23                    | 4,207                           | 573                                       | 7,588                                     | 37,776 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                       |                                 |                                           |                                           |        |
| 新株の発行                         |                       |                       |                                 |                                           |                                           | 58     |
| 剰余金の配当                        |                       |                       |                                 |                                           |                                           | △776   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益               |                       |                       |                                 |                                           |                                           | 1,474  |
| 自己株式の取得                       |                       |                       |                                 |                                           |                                           | △0     |
| 自己株式の処分                       |                       |                       |                                 |                                           |                                           | 41     |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | △142                  | △21                   | 1,651                           | 394                                       | 1,881                                     | 1,881  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △142                  | △21                   | 1,651                           | 394                                       | 1,881                                     | 2,679  |
| 2025年12月31日期末残高               | 2,641                 | 1                     | 5,859                           | 968                                       | 9,470                                     | 40,456 |

# 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |       |               |               |               |               |         |             |
|---------------------------------|---------|-----------|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |       |               | 利 益 剰 余 金     |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                 |         | 資 本 金     | 資 本 金 | 其 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
| 2025年1月1日期首残高                   | 6,447   | 1,737     | 0     | 1,738         | 8             | 7,836         | 7,845         | △614    | 15,416      |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |       |               |               |               |               |         |             |
| 新株の発行                           | 29      | 29        |       | 29            |               |               |               |         | 58          |
| 剰余金の配当                          |         |           |       |               |               | △776          | △776          |         | △776        |
| 当期純利益                           |         |           |       |               |               | 1,091         | 1,091         |         | 1,091       |
| 自己株式の取得                         |         |           |       |               |               |               |               | △0      | △0          |
| 自己株式の処分                         |         |           |       |               |               |               |               | 41      | 41          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |       |               |               |               |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | 29      | 29        | －     | 29            | －             | 315           | 315           | 40      | 414         |
| 2025年12月31日期末残高                 | 6,476   | 1,767     | 0     | 1,767         | 8             | 8,151         | 8,160         | △573    | 15,831      |

(単位：百万円)

|                                    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                                    | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2025年1月1日期首残高                      | 2,576                      | 2,576                  | 17,992    |
| 事業年度中の変動額                          |                            |                        |           |
| 新 株 の 発 行                          |                            |                        | 58        |
| 剰 余 金 の 配 当                        |                            |                        | △776      |
| 当 期 純 利 益                          |                            |                        | 1,091     |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |                            |                        | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分                      |                            |                        | 41        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>( 純 額 ) | △191                       | △191                   | △191      |
| 事業年度中の変動額合計                        | △191                       | △191                   | 223       |
| 2025年12月31日期末残高                    | 2,384                      | 2,384                  | 18,216    |

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ルックホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀 郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堤 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社ルックホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社ルックホールディングス 監査役会

常勤監査役 宇野澤 博文 ㊟

常勤監査役 水野 信之 ㊟

社外監査役 服部 滋多 ㊟

社外監査役 森居 達郎 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂8丁目5番30号

株式会社ルックホールディングス 本社ビル3階

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線青山一丁目駅  
4番(南)出口より徒歩1分

◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。